

平成24年4月1日からの見直しについては、
Ⅲの1ならびにⅣの7および8に記載のとおりです。

平成24年度4月期 工事契約制度の見直しについて（主な内容）

I 総合評価関係【平成24年4月1日以降公表分から適用】

1 総合評価落札方式加算点算定基準

(1) 簡易型Bタイプの見直し

ア 配置予定技術者の評価項目の新設（配点10点）

入札参加者の任意で次のいずれかを選択し、これを評価項目とします。

(ア) 過去5年度間および今年度完成の同業種工事の主任(監理)技術者としての施工実績

(イ) 過去5年間における継続教育(CPD)の取組状況

イ 過去2年度間における高松市発注同業種工事の工事成績評定点の平均点の見直し

(ア) 配点：40点 ⇒ 30点

(イ) 工事成績評定点がない場合：0点 ⇒ 4点

ウ 災害時の活動体制の見直し

災害協定の締結期間等による配点区分や高松市消防団協力事業所の表示証の交付を受けている場合の評価基準の新設等を行いました。見直し後の評価基準および配点の概要は次のとおりです。

評 価 基 準			配点
右記の両方に該当	(A) 加入している団体等が高松市または高松市上下水道局（上下水道事業管理者）と災害協定を締結している	(A)の締結期間が5年超	10
	(D) 災害時に応急活動できる体制あり	(A)の締結期間が5年以下	8
右記の両方に該当	(B) 会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている	(B)の認定期間が5年超	10
	(D) (B)のほか、災害時に応急活動できる体制あり	(B)の認定期間が5年以下	8
右記の両方に該当	(C) 加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている		8
	(D) 災害時に応急活動できる体制あり		
上記(A)(B)(C)(D)のいずれかに該当			4
上記以外			0

・イに伴い、当該平均点の区分ごとの配点表（工事成績評定点が1件のみの場合の換算表を含む。）を見直しています。

(2) 簡易型Aタイプの見直し

ア (1)イ(イ)と同様の見直し

イ (1)ウと同様の見直し

・アに伴い、当該平均点の区分ごとの配点表（工事成績評定点が1件のみの場合の換算表を含む。）を見直しています。

(3) 簡易型Cタイプの見直し

ア 過去2年度間における高松市発注同業種工事の工事成績評定点の平均点の見直し

(ア) 配点：30点 ⇒ 25点

(イ) 工事成績評定点がない場合：0点 ⇒ 15点

イ 「直近の高松市発注工事の工事成績評定点」の評価項目の新設（過去6か月以内の完成工事で65点未満がある場合の減点）

簡易型（Aタイプ）と簡易型（Bタイプ）において採用しているこの項目を，簡易型（Cタイプ）においても採用

ウ 本社・本店・支店・営業所の有無における指定距離(A)の見直し

指定距離(B)の3分の2 ⇒ 指定距離(B)の3分の2（上限5キロメートル）

エ 加算点の引下げ

10点 ⇒ 5点

・アに伴い，当該平均点の区分ごとの配点表（工事成績評定点が1件のみの場合の換算方法を含む。）を見直しています。

2 総合評価落札方式試行要領

(1) 総合評価落札方式の試行は，評価において競争性が確保されることに留意して行うことを改めて規定するもの

(2) 簡易型（Aタイプ）の適用に係る基準について定めるもの

II 工事成績評定等関係

1 工事成績評定関係【平成24年4月1日以降検査分から適用】

(1) 検査員評価の一部（出来形および品質に係るもの）について，評定段階数を5段階から7段階に改めるもの

(2) 関係規程の一部改正

ア 高松市工事成績評定要領

2 検査関係【平成24年4月1日以降検査分から適用】

(1) 修補の度合いが軽微な1号修補，ある程度の瑕疵が認められる2号修補，極めて重大な瑕疵が伴う3号修補に区分し，それぞれ検査員が修補内容・修補期限等必要な事項について修補指示をするもの

(2) 修補の度合いや修補期限の遵守状況に応じて，工事成績を減点するもの

(3) 関係規程

ア 高松市建設工事検査要領

イ 高松市建設工事検査要領細則

ウ 高松市建設工事中間検査等実施基準

3 監督関係【平成24年4月1日以降契約分から適用】

(1) 工事の監理業務を委託した場合には，市が置く監督員と受託者が置く工事監理者について必要な規定を置くとともに，契約約款，仕様書等についても見直すもの

(2) 関係規程等

- ア 高松市建設工事監督要領の一部改正
- イ 高松市建設工事監督要領運用基準の一部改正
- ウ 高松市工事監理業務委託共通仕様書
- エ 高松市工事監理業務委託特記仕様書
- オ 高松市工事監理業務委託契約約款の一部改正

Ⅲ 約款関係【平成24年4月1日以降公表分から適用】

1 契約約款の一部改正

主な見直し内容

内 容	対象契約約款			
	工事	土木設計	建築設計	工事監理
○呼称の見直し:甲⇒発注者, 乙⇒受注者	○	○	○	○
○通信手段が発達した現在においては, 工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも, 円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから, 一定要件の下に, 当該常駐を要しないことができることとするもの	第10条 第3項			
○工期(履行期間)延長に伴う増加費用の負担について, 発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨明確化するもの	第21条 第3項	第21条 第3項	第23条 第3項	第19条 第3項
○公共工事等からの暴力団等の排除のため, 発注者が契約を解除できる場合として, 受注者の代表一般役員等が暴力団関係者である場合等を新設するもの	第44条 第1項 第6号	第42条 第1項 第6号	第41条 第1項 第6号	第34条 第1項 第6号
契約の呼称の見直し:請負契約⇒委託契約		第1条		
建築設計業務の実施に当たって抛るべき書類の総称:設計図書⇒設計仕様書			第1条	
受注者が設計共同体を結成している場合の取扱いについての規定の新設		第1条 第8項, 第48条 第3項	第1条 第7項, 第47条 第3項	第1条 第7項, 第40条 第3項
業務工程表(計画書)の提出義務についての規定の新設			第3条	第3条
契約保証についての規定の新設		第4条	第4条	第4条
監督職員の呼称の見直し:監督員⇒調査職員		第9条		
監督職員としての調査職員についての規定の新設			第13条, 第15条 第3項・ 第4項	第8条, 第11条 第3項・ 第4項
連帯保証人制度の廃止		旧第41 条		

次の規定の新設 (1) ◎工事監理者 (2) 工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任 (3) 業務の中止 (4) 前払金等の不払に対する業務中止 (5) 債務不履行に対する受注者の責任 (6) 保険を付した場合の発注者への提示 (7) 賠償金等の支払を遅延した場合の利息				第10条 第14条 第17条 第31条 第32条 第41条 第42条
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	----------------------------------------------------------

備考

1 対象契約約款の略称

- (1) 工事：高松市工事請負契約約款
- (2) 土木設計：高松市土木設計業務等委託契約約款
- (3) 建築設計：高松市建築設計業務等委託契約約款
- (4) 工事監理：高松市工事監理業務委託契約約款

2 ○：中央建設業審議会勧告に係るもの

◎：高松市建設工事監督要領の一部改正(Ⅱ 3)に伴うもの

2 高松市工事請負契約約款の特則(一般)および高松市工事請負契約約款の特則(債務負担(部分払有り)用)の一部改正

高松市工事請負契約約款の一部改正に伴う所要の字句整備

IV 他の規程関係【平成24年4月1日施行】

1 高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部改正

- (1) 平成23年度までに上下水道局が発注した下水道事業に係る工事については、市長部門においてその手持件数を管理するとされたことに伴う所要の規定整備(第4条第1項第3号)
- (2) 2件以上の施工実績を提出する場合に使用する附表の新設(様式第1号)

2 高松市電子入札(工事・コンサル)運用基準の一部改正

- (1) 入札書および公募型指名競争入札参加申請書の提出締切日における締切時刻を原則として次のとおりとするもの(3(1))
 - ア 入札書 午後5時(現行の締切時刻(午後10時)を繰り上げるもの)
 - イ 公募型指名競争入札参加申請書 正午(現行どおり)
- (2) 入札後審査型以外の場合の開札日の設定を次のとおり変更するもの(3(2))
 - 入札書提出締切日の翌々日 ⇒ 入札書提出締切日の翌日
- (3) 特定建設工事共同企業体により電子入札する場合の補足事項(10(3))
- (4) (1)に伴い、紙入札に移行した場合の入札書の提出締切時刻を午後5時とするもの(11(3)ア(イ))
- (5) 紙入札に移行した場合の手続を詳細に定めるもの(11(5),(6),(7))

3 高松市一般競争入札および指名競争入札の結果の公表に関する要綱の一部改正

- (1) 指名競争入札における指名業者名の閲覧(入札後開札前に行っていたもの)を廃

止するもの（第2条第1項）

- (2) 電子入札システムによる入札結果の公表を、この要綱による公表として位置付けるもの（第4条）

4 高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの一部改正

- (1) 設計図書等は電子入札システム利用による閲覧およびダウンロードで確認することができることとするもの（9(1)）
- (2) IV 3(2)に伴う所要の規定整備（14）

5 高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準の一部改正

- (1) 平成23年度までに上下水道局が発注した下水道事業に係る工事・業務については、市長部門においてその手持件数を管理するとされたことに伴う所要の規定整備（1(8), 2(6)）
- (2) 地方自治法の一部改正によって地方開発事業団制度が廃止されたことに伴うもの（別表第1）

6 定義・基本公告の一部改正

- (1) I 1(1)および(3)ならびにIV 1(1)に伴う所要の規定整備
- (2) 設計図書等ならびに提出された質問およびこれに対する回答を記載した書面は、いずれも電子入札システム利用による閲覧およびダウンロードができることとするもの

7 高松市指名停止等措置要綱の一部改正

- (1) 現行の暴力団関係者に係る4項目の措置要件に該当する者と下請契約等を締結する等その者を利用していた場合において、市が当該下請契約等を解除する等その者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったときは、1月以上6月以内の指名停止の措置要件とするもの
- (2) 契約約款の契約解除要件において「密接な関係」の語が「社会的に非難されるべき関係」に改められたことに伴い、これと同様の整備をするもの

8 高松市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱の一部改正

現行の「高松市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱」にIII 1による契約解除の制度とIV 7による改正後の指名停止制度を盛り込み、題名を「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に改めるもの

V その他

地域建設業経営強化融資制度に係る高松市発注工事請負代金債権の譲渡の承諾事務の取扱い延長について